

気象警報等発令時の措置について

平成25年9月11日
和歌山県立有田中央高等学校

暴風警報または特別警報が 有田川町(学校所在地)に発令されている場合

平常授業時

- ・午前7時までに解除された場合は、通常授業とする。
- ・午前10時までに解除されれば、12時より授業を開始する。
(4限からの授業を行うので、昼食を済ませてから登校)
- ・午前10時の時点で解除されていない場合は、家庭学習とする。

定期考査時

- ・午前6時30分までに解除された場合は、予定通り定期考査を実施する。
- ・午前8時までに解除されれば、11時より考査を開始する。
(昼食を済ませてから登校)
- ・午前8時の時点で解除されない場合は、家庭学習とし、その日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。

- * 特別警報が、居住地や通学途上の市町村に発表されている場合は、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。それ以外でも、登校に際して安全が懸念される場合は、各家庭で判断の上、自宅待機をさせてください。
その場合、必ず学校に届出をしてください。(後日でも可)
- * 定期考査時においては、交通機関の状況等から、考査を実施することが妥当でないと判断される場合には、上記に拘わらず、日程を変更する場合があります。
- * その他
 - * 警報発表時には、緊急連絡等の妨げとならないように、問合せ目的の電話を学校にかけてこないようにしてください。
 - * 家庭で掲示する等、周知してください。
 - * 平成22年5月から、気象警報・注意報は市町村単位で発表されています。
 - * 平成25年8月30日から、重大な災害の危険性が著しく高まっているときに、特別警報が発表されることになりました。最大限の警戒をしてください。

